

第九十回 帝國議會院衆議院

罹災都市借地借家臨時處理法案委員會議錄(速記)第八回

付託議案
罹災都市借地借家臨時處理法案（政
府提出、貴族院送付）
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正
する法律案（政府提出、貴族院送付）
辯護士及び辯護士試補の資格の特例
に關する法律案（政府提出、貴族院
送付）

昭和二十一年八月九日(金曜日)午前十一時二十七分開議

委員長	本田英作君
理事石原圓吉君	理事林連君
酒井良一君	有田二郎君
酒井俊雄君	九鬼紋十郎君
出席政府委員	中田榮太郎君
司法參與官	中村又一君
司法事務官	佐藤蔵佐君
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)	辯護士及び辯護士試補の資格の特例 に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

○本田委員長　開會致シマス、併託ニ
ナツテ居リマスル辯護士及び辯護士試
補の資格の特例に關する法律案ニ付キ
質問ヲ始メマス——林連君

○中村政府委員 本案ニ依リ資格審査ノ對象トナル人員、即チ朝鮮辯護士令ニ依シテノ合格者ハ總計五十六名ニアリマシテ、朝鮮辯護士試補デ其ノ外内地人僅カニ五名居ル譯デアリマス。

○林(連)委員 現ニ朝鮮デ辯護士ヲ開業シテ居ツタ者ノ數、及ビ序デアリマスガ、現在内地ニ於テ辯護士ヲ開業シテ居ル者ノ數等ヲ承リタイト思ヒ

○中村政府委員 朝鮮ニ於ケル辯護士ノ人員數ハ正確ナル數字ガ判然致シテ居ナイノデアリマスルガ、昭和十七年十月十五日ノ大日本辯護士會聯合會發行ノ、大日本辯護士名簿ニ依シテ調べル所ニ依リマスルト、昭和十七年六月一日現在ノ人員數ハ三百五十一名ニアリセガ、其ノ點今日明確ナル數字ノ持合ツテ、其ノ内地人ヘ百四十四名トナリテ居リマス、ソコニ終戰當時ノ人員ニハ多少ノ増減ガアルモノト思ハレマスガ、此ノ審査委員會ノ組織、ソレ何回開闢ク豫定デアルカ、此ノ點ヲ御伺ヒ致シマス。

○中村政府委員 御答へ致シマス、現行ノ辯護士審査委員會ノ官制ハ、委員會ノ會長一人、委員六人トナツテ居リマシテ、會長ニハ司法次官ガ之ニ當り、委員ハ内三名ガ司法部内ノ高等官、從來ハ刑事局長ト大審院判事、大審院檢察官、從來ハ大審院判事及ビ大審院檢事ヲ之ニ充テ、内二名ガハリ辯護士會ヨリ之ニ充テ居ツタノデアリマス、サウシテ此ノ委員會ハ、會長ト委員ト合ハセテ五名以上出席ヲ必要ト致シ、議事ハ多數決ニ依シテ決シテ居ツタノアリマス、ソコデ申上ゲテ置カナケレバナラヌノハ、本法案ガ成立致シマスレバ、從來ノ組織ノ中ニ此ノ朝鮮辯護士會及ビ其ノ試補ノ銓衡審議ニ關スル要綱ヲ加ヘマシテ審議セラル、コトニナリマスルノデ、委員會ノ機能ガ擴大サレバ、結果トナルノデアリマス、ソコニテ更ニ幹事若干名ヲ置クコトト致シマシテ、司法省人事課長、刑事局事務官等適任者ヲ以テ之ニ充テマシテ、委員ノ輔佐ヲナサシメ、萬全ノ目的ヲ達シ得ルヤウニ圖リタイト存ジテ居リマス。

尙ほ本年八月末マデノ間に一回ダケハ之ヲ開クモノト豫定致シテ居リマスルガ、次回即チ明年ハ一定ノ時期ニ一回ハ必ズ之ヲ開キ、必要ニ依リマシテ或ハ二回モ開クコトニナルカルモ考へハ、昭和二十一年五月三十一日現在ニマスルガ、第一回ノ御質問ニ、内地辯護士ノ員數ノ御尋ネガアツタノデモアリマスルカラ、其ノ必要セオハナイカトモ考へマス、茲ニ一言附加ヘテ置キマスルガ、第一回ノ御質問ニ、内地辯護士ノ員數ノ御尋ネガアツタノデアリマスルガ、内地ニ於ケル辯護士員數ハ、昭和二十一年五月三十一日現在ニマスルガ、内地ニ於ケル辯護士員數

シテ、昨年ノ八月三十一日ハ五千九十九名アリマシタカラ、十箇月バカリノ間ニ三百五十二名ノ増加トナシテ居リマス、相當今後増加スルモノト思ハレテ居リマス

アリマスルが、是ノ今回引揚ケタ者ト
同様ニ取扱ハレルカドウカ、此ノ點ヲ
御伺ヒ致シマス

ナドノ場所ニ於キマシテハ、朝鮮辯護士令ノ如ク、特殊ノ辯護士試験制度ハナカツタノデアリマス、隨テ是等ノ土地ニ辯護士業ニ從事致シテ居ツタ人達ハ、所謂内地ノ辯護士法ニ依ル資格ヲ持ソタ辯護士デアリマシタカラ、ソレ等ノ人達ニ對シテ考慮スル必要ガナカツタノデアリマス

○林(連)委員 最後ニモウ一點御同ビシタイト思アノデアリマスガ、朝鮮ニ於キマシテモ公證人ヤ執達吏、司法書士制度ハ、形ハ違ヒマシテモ行ハレテ

尋不ノヤウナ事實ガ考ヘラレノハ當
然デアリマスルガ、本法案ハ引揚者ヲ
救濟スルト云フコトヲ第一目的ニ考ヘ
マシテ、從來朝鮮辯護士ノ資格ヲ持ツ
テ居ル者全員ニ對シテ、適用スル目的
トハナツテ居ナイノデアリマス
○林(連)委員 次ニ從來朝鮮人デ内地
ニ於テ辯護士ヲ開業シテ居ル者が大分
居ルト思ヒマスガ、是ハ本法ノ影響ハ
何モ受ケナイデアリマセウカ
○中村政府委員 御答へ致シマス、内
地ニ引継イテ開業從事シテ居リマスル
朝鮮人ノ内地辯護士ニ對シマシテハ、
何等ノ影響モ受ケナイコトニ考ヘテ居

ナドノ場所ニ於キマシテハ、朝鮮辯護士令ノ如ク、特殊ノ辯護士試験制度ハナカツタノデアリマス、隨テ是等ノ土地ニ辯護士業ニ從事致シテ居ツタ人達ハ、所謂内地ノ辯護士法ニ依ル資格ヲ持ツタ護士デアリマシタカラ、ソレ等ノ人達ニ對シテ考慮スル必要ガナカツタノデアリマス
○林(連)委員 最後ニモウ一點御同ヒシタイト思アノデアリマスガ、朝鮮ニ於キマシテモ公證人ヤ執達吏、司法書士制度ハ、形ハ違ヒマシテモ行ハレテ居ツタト思フノデアリマスガ、是等ニ對スル御取扱ヒハドウナツテ居リマスカ
○中村政府委員 御答へ致シマス、公證人ニ付キマシテハ朝鮮公證人令、關東州公證人令ニ依リ、公證人タル資格ヲ有スル者ハ、必ズシモ内地ノ公證人法ニ依ル有資格者ト言ヒ得ナイ譯デアリマスガ、只今デハ未ダ是等ガ實際上ノ問題トスル事態ニマデ立至ツテ居ナイノデ、考慮致シテ居ナイノデアリマスガ、是ガ一ツノ事實ノ必要ニ迫マラル、問題トナリマスレバ、御尋ノノヤウナ法規ノ制定ニ對シテ考慮ヲナスコトニナラナケレバナラヌト存シマス、

○林(連)委員 本法ハ朝鮮ノ辯護士ダ
ケニナツテ居リマスガ、色々ナ關係力ダ
ラ考ヘルト、臺灣ヤ關東州等ニ於ケル
辯護士ニ付テモ、同様ノ事情ガアリハ
シナイカト思ハレルノデアリマスガ、
是等ハドウ云フコトニナツテ取扱ハレ
ルカ、之ヲ承リタイト思ヒマス

ナドノ場所ニ於キマシテハ、朝鮮辯護士令ノ如ク、特殊ノ辯護士試験制度ハナカツタノデアリマス、隨テ是等ノ土地ニ辯護士業ニ從事致シテ居ツタ人達ハ、所謂内地ノ辯護士法ニ依ル資格ヲ持ツタ辯護士デアリマシタカラ、ソレ等ノ人達ニ對シテ考慮スル必要ガナカツタノデアリマス
○林(連)委員 最後にモウ一點御同ヒシタイト思アノデアリマスガ、朝鮮ニ於キマシテモ公證人ヤ執達吏、司法書士制度ハ、形ハ違ヒマシテモ行ハレテ居ツタと思フノデアリマスガ、是等ニ對スル御取扱ヒハドウナツテ居リマスカ
○中村政府委員 御答へ致シマス、公證人ニ付キマシテハ、朝鮮公證人令、關東州公證人令ニ依リ、公證人タル資格ヲ有スル者ハ、必ズシモ内地ノ公證人法ニ依ル有資格者ト言ヒ得ナイ譯デアリマスガ、只今テハ未ダ是等ガ實際上ノ問題トスル事態ニマデ立至ツテ居ナイノデ、考慮致シテ居ナインデアリマスガ、是ガツノ事實ノ必要ニ迫マラル、問題トナリマスレバ、御尋不ノヤウナ法規ノ制定ニ對シテ考慮ヲナスコトニナラナケレバナラスト存ジマス、執達吏ニ付テハ朝鮮、臺灣ニ於キマシテハ、内地ノ執達吏規則ノ執達吏ニ相當スル者ハ全然ナインデアリマス、即チ法院書記等ヲシテ、執達吏事務取扱者、執達吏職務執行者トシテ居ルノデアリマシテ、マダ司法書記ニ付キマシテハ資格ノ限定ナドハ全然ナインデアリマスルカラ、御尋不ノヤウナル特例

○林(運委員) 最後ニ關聯シテ一寸御
伺ヒシテ置キタイト思フノデアリマス
ガ、今御承知ノ通り、地方裁判所ノ方
ハ先ツ普通ノ旅舍ニ於テ行ハレテ居リ
マスルケレドモ、區裁判所ノ裁判及び
檢事局ノ仕事ハ、アノ日比谷ノ「バ
ラツタ」デヤラレテ居ル、如何ニモ裁判
ノ神聖ヲ缺クト言ツテハ大袈裟デアリ
マセウガ、居ハ氣ヲ移ストカ言フノデ、
廢舍ノ如何ハ相當裁判ノ威力ニモ、又
辯護士其ノ他ノ仕事ヲスル上ニモ不便
不利ガ少クナイト思フノデアリマス、
早晚改築セラルベキモノト思フガ今遽
カニ改築ト云フヤウナコトハ困難ニア
ラウコトハ、私共モ能ク承知シテ居リ
マス、併シナガラ焼跡ノ學校デアルト
カ、或ハ其ノ他ノ半焼ノ分デアルトカ
云フモノヲ修復スレバ、比較的簡單ニ
廳舍トシテノ適當ナモノガ市内ニモ少
クナイト思ヒマス、是等ニ付テ當局ハ
何等カノ方策ヲ考ヘラレテ居ルカ、此
ノ點ヲ一々御伺ヒ致シマス

○中村政府委員 御答へ致シマス、只
今ノ御尋ねハ、司法當局致シマシテ
固ヨリ同感ノコトデアルノミナラズ、
ハズ、地方裁判所、區裁判所全部ガ燒
沕ニ感謝ノ氣持サヘモ起ルヤウナ御尋
失致シマシテ、此處ニ集マル不幸ナル
人達ノ混雜狀態ヲ考ヘマシテモ、至急
ニ櫻マツタル旅舍ノ中ニ、繩威アル裁
判ノ業務執行ヲ圖ラナケレバナラヌト
努力ブルコトハ當然デアリマシテ、司
法當局ト致シマシテ此ノコトニ對シテ
苦心ヲ拂ヒ、前ニハ總理大臣マヂ自ラ
東京ノ裁判所ノ燒跡ノ視察ニ來ラレ

テ、殊ニ湯瀬シテ居る區裁判所ノ検事
局ナドモ巡視セラレテ、此ノ廳舍ノ不
自由ノ状況ナドヲ良サニ御視察ニラ
レタト云フ事實モアルノデアリマス、
ソコデ應急對策ト致シマシテハ、取敢
ヘズ隣ノ元海軍省ノ使用シタル、アノ
大キナル燒殲ツテ居ル「ビル」ヲ使用ス
ルコトニ致シタイト云フ考ヘカラ、手
配ヲ進メテ居ツタ譯アリマスルガ、
現在ノ復員省オオイソレト之ニ應諾シ
ナイヤウナ狀況デアルト云フコトヲ承
ツテ居リマス、併シ本院ニ於ケル御諱
ネノヤウナ、輿論ガ強ク同情セラレマ
スルナラバ、當然デアルベキ所ノ此ノ
問題ノ解決ノ爲ニ、速急ニ、アノ復員
省ガ使ツテ居ル建物ヲ、幸ヒニ隣ノ場
所デモアリマスルカラ、空ケテ貰ツテ
應急處置ノ廳舍トシテノ使用ガ圖ラレ
ハセヌカト云フ見透シモ、僅カナガラ
持ツテ居ルト云フ有様デアリマス
○林(連)委員 只今政府當局カラ大變
親切ナ御答辯ガアリマシタガ、此ノ廳
舍ノ問題ニ付テハ、獨リ私ノミニマラ
ズ、多數ノ關係者ハ之ヲ強ク要望致シ
テ居ルノデアリマスカラ、御含ミ願
ヒマス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス
○本田委員長 酒井俊雄君

○酒井委員 最初ニ第三條ノ關係デア
リマス、「昭和二十年八月十五日以後
この法律施行の日までの間に廢止さ
れ、又は停止された」法令違反ヲ犯シ
タ廉デ資格ヲ失ツタ者、サウ云フ者ニ
付テハ資格ノ復活ガアルガ、此ノ法律
施行ノ直後ニ法律ガ廢止サレ、停止サ
レタト云フヤウナ場合ニハ、救濟ハサ
レナインデスカ

レ又ハ停止サレタ、所謂思想犯、政治犯ニ付テ不利益ナ取扱ヲシナイト云フ
ノガ第三條ノ主ナル趣旨デアリマスル
カラノ覺書等ニ依リマシテ、從來全譯部
廢止サレテ居ルコトニナツテ居リマスレ
ルガ、若シ今後残ツテ居ル法令ニ付テ
廢止サレルヤツナコトガアリマスレ
バ、勿論是ハ本法ノ適用外ニナルノデ
アリマス

○酒井委員 本法施行ノ日後資格審査
以前ノ間ニ、斯ウ云フヤツナ法令ガ廢
止サレ、停止サレタト云フ場合ハ、ヤ
ハリ適用ガアルノデスカ

○佐藤(藤)政府委員 本法施行後デア
レバ勿論適用ハアリマセヌケレドモ、
若シ萬一左様ナコトガアリマシテキ、
鋒衛委員會ニ於テハ此ノ第三條ノ趣旨
ニ則リマシテ、左様ナ廢止ニナツタ法
律ニ依ツテ曾テ處罰セラレタト云フコ
トニ依ツテ不利益ナ取扱ヲスルコトハ
萬々ナイト承知致シテ居リマス

○酒井委員 サウスルトヤハリ三條ノ
適用ガアツチ、救濟サレルト云フコト
ト同ジ結果ニナル譯デスカ

○佐藤(藤)政府委員 鋒衛委員會ノ鋒
衛ノ方針ト致シマシテハ、同ジ結果ニ
ナルト思ニマス

○酒井委員 是ハ重ネテ御尋ネスルヤ
ウデスガ、サウスルト三條ト云ソモノ
ハ鋒衛委員會ノ條件トナルモノノ
カ、サウデナクテ絶對的ニ效果ガ發生
スルモノカ、御尋ニシタイト思ヒマス
マス、併シ只今刑事局長ヨリ御説明ノ
○中村政府委員 第三條ノ表面ニ現ハ
レテ居ル文字カラ見タ點ニ付キマシテ
ハ、絶對的ニ效力ガ發生スルノデアリ
マス、併シ只今刑事局長ヨリ御説明ノ
通リニ、出來ルダケ廣キ範圍ニ救濟シ

モ、ダイト云フ事柄カラ、此ノ三條ノ規定
ニ救ハレナイ廣キ場合ニ於キマシテ
○酒井委員 絶對的效果ヲ生ズルモノ
トシマスルト、此ノ條文デナイン範囲マ
デ銓衡委員會ガ權限ヲ以テ、條文デハ
當然ニハ救濟ノ出來ナイモノヲ救濟シ
テモ宜シウザギヤイマセウカ、法律上ノ
建前カラサウ云フコトガ可能カドウカ
○佐藤(謙)政府委員 第三條ノ趣旨ニ
從ツテ、銓衡委員會ガ前科ノアル者ニ
對シテ特ニ不利益ナ取扱ヲシナイト云
フ方針デ參リマス、ケレドモ、法令ハ
依ツテ全員資格ノナイ者デアレバ、
ソレハ勿論法令ヲ枉ゲテ銓衡スルコト
ハ出來ナイノデアリマス、併シ大體政
治犯、思想犯ニ付キマシテハ、資格ハ
回復シテ居ル管ニアリマスガ、資格ノ
回復シテ居ル者ニ付テハ、左様ナ者ニ
曾テ思想犯、政治犯ヲ犯シタカラト言
ツテ不利益ナ取扱ハシナイ、斯ウ云フ
意味合デアリマス

ガ十分尊込メナカツタノデ、御納得ノ行クヤウナ御答ヘヲシナカツタノハ済ニ申譯アリマセヌ、只今ノ御尋ネノ御趣旨ニ依リマスルト、本法施行後法令ノ廢止ニ依ツテ資格ガ初メテ回復シタ、サウ云フ者ニ對シテ第三條ガ適用アルカト云フコトニナルノデアリマスガ、ソレハ全然適用ハアリマセヌ、詰リ本法施行マニ資格ヲ回復シテ居ル者デナケレバ適用ガナインデアリマス、本法施行後ニ於テ初メテ資格ヲ回復シタ云フ者ニ付テハ、第三條ハ適用サレナインデアリマス○酒井委員 實質カラ見ルト僅力ナ時ノ達ヒテ、ドウモ本法適用後ニ資格ヲ回復シ得ル者、詰リ法令ガ廢止サレ、停止サレタ場合ニ、其ノ廢止サレ、停止サレタ法令ニ依ツテ罪ヲ得テ居ツタ者、是ハ非常ニ救ハレヌコトニナツテ、實質上ハ同ジヤウナ關係デアリナガラ、此ノ人達ハ救ハレヌコトニナリマシテ、非常ニ氣ノ毒ダト思ヒマスルケレドモ、何トカソレヲ救フヤウナ風ニ、此ノ條文ヲ改メル御意思ハナイカドウカ、詰リ法律施行ノ日マテト云フ、之ヲ抜イタラドウカト思ヒマスガ、サウスルト何カ差障リガアルノデゴザイマセウカ○中村政府委員 第三條ニ對シマシテ非常ナ御熟心ナ御質疑アリマスルガ、論的ニハ御質疑ノヤウナ御主張ハ一應御尤モニモ考ヘラレルノデゴザイマス、併シ此ノ法案ノ對象トナル者ハ、最初ヨリ申上ゲマシタ通り、明確ナル數字ハ僅カニ五十六人ヲ救濟スル法案デアルノデアリマス、ドウカ御諒承フノヤウナ事態ハ此ノ法案カラハ生レテ來ナインデアリマス、ドウカ御諒承フ

○酒井委員 朝鮮ニ於ケル判事、檢

事、是等ノ人ガ引揚ゲテ來ラレタ場合ニ、コチラデハヤハリ内地ノ判事、檢

事ニ採用スルト云フヤウナ制度デモア

リマスルカ、ドウ云フ風ニナツテ居リ

マスカ、一寸御伺ヒシタイト思ヒマス

○中村政府委員 只今御尋ネノ朝鮮ニ

於ケル判事ノ内地引揚者ニ對シマシテハ、朝鮮總督府ノ殘務整理事務所ヨリ提出セラル、上申書ニ基キマシテ、

其ノ引揚ゲタル判檢事ニ對シマシテハ、

出來ルダケ之ヲ採用致シ、全國ニ復活

致シテ居リマスル區裁判所或ハ支部ノ職員トシテ之ヲ補充シツ、アルヤウナ

辯護士資格トハ資格條件、試験制度ナ

ドガ變ッテ居リマシテ、此ノ方法ノ精

神カラ言ヘバ、其ノ試験制度ナドモ同

ジヤウナ程度ダト云フ所カラ立案サレ

タト思ヒマスガ、最近ハ朝鮮辯護士

試験ノ方ガ取リ易カツタ云フコトガ

一般ニ言ハレテ居リマス、程度ガ少シ

低イノヂヤナイカト思ヒマス、サウシ

テ豫備試験カ何カノ資格モ、高等試験

トハ違ツテ居ナカツタカト思フノデア

リマスガ、サウ云フ點デ實際ハ内地ノ

辯護士ガヤレルナラヤリタイケレド

モ、内地ノ辯護士ノ資格ヲ取ツテ、心ナラ

ズモ向フデヤツテ居ツタ云フヤウナ

狀態デアリマス、ソコヘ斯ウ云フ法律

ガ出マスト、朝鮮ニ居ル辯護士ハ内地

デ出来ルナラ内地ヘ歸リタイト云フコ

トヲ誰シモ考ヘル譯デアリマス、ソコ

デ朝鮮人ノ辯護士ガ内地ヘヤツテ來タ

場合ニハ、是ハ引揚ト云フ方ニハ入ラ
テハ、朝鮮總督府ノ殘務整理事務所ヨリ提出セラル、上申書ニ基キマシテ、

メト思ヒマスガ、内地デ資格ヲ得ルコ

トガ出來ルカドウカ、一寸御尋不致シ

タイ

○中村政府委員 御答へ致シマス、只今

第一點ニ朝鮮辯護士ハ、内地デ試験ガ

受カラナイ人デモ、朝鮮デハ幾ラカ試

驗ガ低イノデ、之ニ受カルト云フヤウ

ナ意味ノ御尋ネデアリマシタガ、實際

ハ内地デ、例ヘバ高等試験ノ行政料ヲ

取ツタト云フ人ガ、朝鮮ニ於キマシテ

朝鮮辯護士令ニ基ク試験ヲ受ケテ落チ

タト云フ事實モ幾ツモ實例ガアルノデ

アリマス、更ニ數字ヲ以テ申上ゲマス

ルト、話ハ逆デアリマシテ、内地ノ辯

護士試ヨリモ朝鮮ノ辯護士試験ノ方

ガムゾカシカツタノデアリマス、現ニ

大正十一年ヨリ昭和十年迄ノ朝鮮辯護

士試験ノ受験者數ハ二千八百九十八名

名アアル、其ノ中ノ内地人ハ四十四名

アル、昭和十一年ヨリ十九年迄ノ受

験者總數ハ二千九百二十八人デアウ

テ、合格者ハ九十六人アル、其ノ中

ニ内地人ノ合格者ハ十二名トナツテ居

リマス、斯クノ如ク試験ト云フモノガ

非常ニ困難ナモノデアツタノデアリマ

ス、更ニ第二點トシテノ御尋不ノヤウナ

人デ朝鮮ノ辯護士ノ資格ヲ持ツタ者

ガ、日本ノ内地ニ引揚者トシテ其ノ取

扱ヲ考へ得ラレルカト云フ意味デアツ

タト思ヒマスルガ此ノ引揚者トハヤ

ハリ朝鮮ニ現在定住シテ居ラレル辯護

士資格者ノ朝鮮人ガ、此ノ内地ニ引揚

ゲテ來ルノハ含マレテ居ナインデアリ

マス、是ハハツキリ此ノ法令ノ第四條

ニ書イテアルノデゴザイマスルガ、朝

鮮人ハ四國、九州、北海道、本州其ノ

ヒマス

○酒井委員 試験ノ難易ノ點ハ私共

見聞キシテ居リマス點ニ付テ數量ハ其

カシイト云フノデ向フト兼不テ願書ヲ

出スト云フヤウナモノハ隨分アソノデ

アリマス、併シ是ハ大シタ問題デハア

リマセヌカラ、是レ以上御聽キシマ

セヌ

今度ハ少シ此ノ法案カラ問題ガ離

ルカモ知レマセヌガ、關聯シテ居ルノ

デ御尋ネシタイト思ヒマス、辯護士試

補ノ制度ニ付キマシテハ、各點カラ

色々ドウモ缺點モアリ、非難モアルヤ

ウニ考ヘテ居リマス、私共ノ考ヘデ

ハ、是ハ判檢事試補ト一緒ニシテシ

シテ、サウシテ一年半ミツチリ修習ス

ル、サウシテ兩方ノ資格ヲ得サセテ、

辯護士ニナリタイ者ハ辯護士ニナル、

判檢事ニナリタイモノハ判檢事ニナルト

云フヤウナ取扱ヲシタラドウカト思フ

シテモ、只今御尋不ノヤウナ考ヘ方モ

ノデスガ、サウ云フヤウナ御考ヘハゴ

ザイマセヌデセウカ

○中村政府委員 段々世ノ中モ變ツテ

參ツテ居リマス今日、御尋不ノヤウナ

御議論モ相當根據ノ深イ事柄デアラウ

ト考ヘマス、ソコデ司法當局ト致シ

シテモ、只今御尋不ノヤウナ考ヘ方モ

十分ニ調査研究ヲ致スベキコト存ジ

マス

カ、實際上ノ研究ガ出來ナイヤウナ事

實上ノ狀態ニナツテ居ルト私ハ思ヒマ

スノデ、質問シタ譯デアリマス、大變

能ク分リマシタ、有難ウゴザイマシ

タ、此ノ程度デ終リマス

○本田委員長 ソレデハ本日ハ是ニテ

散會致シマシテ、月曜日十時ヨリ續行

致シマス

午後零時五分散會

昭和二十一年八月十九日

昭和二十一年八月十九日

總務省

總務省